

議案第 4 5 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の旅費を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（日当を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(費用弁償) 第5条 略 2 町外に居住する非常勤の職員が会議等に出席したとき又は町外に勤務する非常勤の職員が当該勤務地から会議等に出席する必要があると認めるときは、旅費を支給する。 3・4 略	(費用弁償) 第5条 略 2 町外に居住する非常勤の職員が会議等に出席したとき又は町外に勤務する非常勤の職員が当該勤務地から会議等に出席する必要があると認めるときは、旅費<u>(日当を除く。)</u>を支給する。 3・4 略